

令和3年度決算に基づく資金不足比率

資金不足比率は、下表のとおり、企業局所管の3会計において、経営健全化基準を超える会計はありませんが、今後も経営の健全化に努めていきます。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	内容
水道事業会計	—	20.0	資金不足比率とは 公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率 ・・・・この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難となってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなる。
公共下水道事業会計	—		
交通事業会計	—		

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」と表記している。